

○令和 7 年度子ども政策審議会 議事録（要旨）

日時：令和 7 年 7 月 23 日（水）10 時 30 分～12 時 00 分

場所：石川県庁 1109 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- ・「いしかわエンゼルプラン 2025」の施策について
- ・「いしかわ子どもの権利基本条例案(骨子・素案)」について

4 報告事項

- ・部会の決議事項の報告について

「いしかわエンゼルプラン 2025」の施策について

○田邊会長

はい、ありがとうございました。ただいま、エンゼルプラン 2025 のご説明いただきました今年度からスタートするプランでございますけれども、ただいまのご説明を受けまして、皆さんの方から何かご質問・ご確認なりございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか？ 特段よろしいでしょうか？

○前田委員

はい、前田です。よろしくお願いいたします。

結婚のところであいきゅんによる出会いの機会の提供で、AI の性格分析の導入マッチングというのが、ちょっと具体的にイメージが湧かないのがあるんですけども、そもそも考え方としてはどうなのかなというのがあるんですが、ちょっと基本的にどういうお考えでやられたかってことをご説明いただいていいですか。

○沖野子ども政策課長

このあいきゅんによるマッチングシステムなんですけれども、他県で先行して取り組みをされてるところもありまして、そういったところで、AI を使ってさらによりふさわしいお相手っていうものを紹介するという先行的な取り組みがありまして、そう言ったことによりまして、より成婚に繋がっている。そういったことをお聞きしたもので本県においても、このマッチングシステムについては令和 4 年度末から導入しておるところなんですけども、もう一段成婚に繋がたいという思いから、今回こうした機能を強化するというを行うこととしたものであります。

今、現在準備を進めておりまして、まだ公開することはできないんですけども、そうしたことにちょっと取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

○前田委員

具体的には、その性格っていうものを分析することによって、マッチング対象を絞り込むということで

よろしいですか。

○沖野子ども政策課長

マッチングの対象を広げることになりますね。自分が選ばないタイプもおすすめにあがってくるとい
うことになりますので、これまでよりも選択肢が広がるといいですか、そうした機能ということになり
ます。

○前田委員

わかりました。ちょっと私にはその性格っていうものね、どう位置づけるかと専門的な話になると思
うんだけど、ちょっとなんかあんまり納得はいかないなっていう感じですね。正直なところ。

○谷野少子化対策監

ちょっと補足いたしますと、最初に項目のいろんな質問に回答することが必要でして、現在ですと年齢
で絞り込む、地域とか性格、趣味とかで絞り込むというようなこともできるんですけども、あらかじめ設
問で、この方はどういうことが性格といいますか好きな項目とか、いろんな性格診断のための項目をあ
らかじめやりまして、それで AI で性格は違うけど、相性が合うかもしれませんとか。いろんなパターン
をやるということでは必ずしも同じ趣味、同じ方を繋げるというものではないというような、様々な例示
をするということになっている、そういうことであります。

○前田委員

あくまでも入口のところで、ということですよ。わかりました。一応、わかったことにします。

○田邊会長

まだ今検討中ということですのでくれぐれも、どう言ったらいいんでしょうかね。人権に関わるよう
な、そういうことに差し障りのないような項目を選択していただくということだと思いますので、ご検
討よろしくお願いいたします。

○屋島委員

初めまして。屋島と申します。子育て中の親代表ということで今回就任させていただいたんですけど
も、私自身このいしかわエンゼルプラン 2025 というものが存在するっていうことすらちょっと知らなか
ったんですが、子育て中の親がいる子育て世帯に届ける方法というか、今までどのようなふうに届けら
れてきたのかなと思ってちょっと教えていただきたいなと思ったんですけど。

○田邊会長

事務局お願いいたします。2025 の周知方法であることでどんなふうにこれまで手立てを。

○谷野少子化対策監

各市町ですとか、子育ての関連団体、市町にある団体の方ですとか、結婚支援財団を通じて周知をした

り、当然、ホームページなんかにも周知しておりますので、あとですね、県の SNS を通じての周知と、いわゆる県の広報媒体を通じて様々な機会をしっかりと捉えて周知を図ることとしております。

○屋島委員

ありがとうございます。見てみるようにします。

○田邊会長

できるだけ関連の方に周知できるような手立てをしていただければなというご要望だと思いますので、よろしくご検討お願いいたします。他にいかがでしょうか？はい、どうぞはい。大畑委員。

○大畑委員

開業保健師をしております大畑と申します。私、金沢市の委託の赤ちゃん訪問指導員をさせていただいております、その関係でちょっと一番、昨年度から産後ケアの事業について、何回か質問させていただいてると思うんですけども、こちら事業利用率で評価をされているということで、私の方もちょっと調べてみたんですけども、県内でそもそもの産後ケア施設がある市町っていうのが結構限られているんですね。特に金沢市を中心に施設が、医療機関も助産院もありまして、能登の方になると本当、津幡から北の方はちょっと施設自体がない市町もあります。

要は市町をまたいで利用しに行くっていうのは、結構産婦さんにとってはハードルが高いかなと思うんですけども、この事業の利用率だけではなく、例えば今から能登に設置されるっていうような新しい病院に、そういった産後ケア施設なるものを併設するっていう形で、そういった施設数を増やすっていう方向の何か動きっていうのは、今後される予定はございますでしょうか？

○田邊会長

いかがでしょうか。事務局お願いいたします。

○奥村子育て支援課長

ありがとうございます。確かに地域の間でちょっと格差があったりとかっていうことは実際あるかと思っております。ただ、前に比べるとだいぶ取り入れてくださっている施設は広がってきておりまして、今のところ能登の方でも少ないとはいえ利用できるところは広がってきております。そういうところは医療機関さんのご協力のもと進んできていると思いますので、今後もまたご協力を仰ぎながら、広めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○田邊会長

はい、ありがとうございます。市町をまたいで利用できるようなそういう環境をぜひということで、またご検討お願いします。他にいかがでしょうか？はい、中黒委員お願いします。

○中黒委員

プレミアム・パスポート事業についてお聞きしたいと思います。今現在の協賛店舗数が約 3000 店舗と

ということで、この数っていうのは今後増えてくる、どのような方法で取っていくのかっていうことと、それから第1子まで拡大するということで、これで協賛企業に対してのメリット、デメリットというのは何かございますか。

○沖野子ども政策課長

協賛店舗については、エンゼルプランの方で協賛店舗を3300に増やすという目標を設定してるところであります。こちらの方で考えておりますのは、協賛店舗にとってのメリットということでありましてけれども、このプレミアム・パスポートの目的というのが社会全体で、その子育てを応援する、その機運の醸成の、経済的な負担だけではなくて、その機運の醸成ということが目的になっております。そうした中で、その協賛店舗になるということのメリットなんですけれども、もちろん直接的な来店客数が増えるっていうこともありますけれども、地域貢献、社会貢献、子育てを応援する企業である、そういったことをPRできるというメリットがあるというふうに考えております。事務局であります子育てに優しい協議会、子育て支援財団の方ですけれども、こちらの方でも協賛店舗のPRに繋がるような取り組みもさせていただいているところでもありますので、こうした機運というものを、子育てを社会全体で応援する機運というものをぜひ広げていきたいなというふうに考えております。

○田邊会長

よろしいでしょうか？いろいろな認証制度みたいなことにねさらにあればってことかもしれませんけれども、また社会全体で応援するっていう機運を盛り上げていくっていう。ですので、いろんな措置が取ればいいのかなというふうに思います。村上委員お願いします。

○村上委員

私もプレミアム・パスポートのことでちょっとお尋ねします。今現在子育て家庭の中のどれぐらいの方がこのプレミアム・パスポートをご利用なさっているのかなということをちょっと知りたいのと、世帯を拡充するということでその予算はどのようにして捻出されるのかなということをちょっとお聞きしたいです。

○沖野子ども政策課長

今、資料1-2の方で、先ほどちょっと簡単にご説明させていただきましたけれど、今現在子どもが2人以上いる世帯の97%、ほぼ100%にあたる4.8万世帯にパスポートを交付してるといような状況であります。利用されてル一方からはほぼ毎日利用されてるとかというようにアンケートなどでお答えもいただいておりますし、とても助かっているっていうような声も、直接届いていただいているところでもあります。

予算については、基本、子育てに優しい協議会という、経済団体も入った任意団体でこの事務局をさせていただいております。そこには県の負担金と市町の負担金もいただきまして、その両方で行っているところでもあります。通常予算額は600万円程度ということで、パスポートのシステムの運用の経費などに充てております。

この事業は協賛店舗のご協力によって成り立っている事業ということで、予算額をそこまで大きくなく

て、状態でしているというようなことが起きます。

○村上委員

ありがとうございます。そしたら残りの3%の方が申請していないっていうのは、こういうものがあるというのは周知がされてないっていうところなんではないでしょうか？

○沖野子ども政策課長

周知の方は、この事業平成18年からやっておりますもう20年ぐらい、来年の1月で20年目ということになります。周知はだいぶ進んでるんじゃないかなっていうふうに考えてはいるんですけども、多分おそらくですけども、パスポートを申請するための手続きをされたくないっていうようなところですか、そこら辺はちょっと取ってない方、残りの数%っていうところなんですけれども、ちょっとそういうことがあるのでなかろうかなというふうに思っているんですけども。

○村上委員

ありがとうございました。

○田邊会長

極力皆さんが利用できるようなものであればなというふうに思いますけれども。利用できないのがなぜなのかっていうことも機会があれば、把握していただければということだと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは開委員、オンラインですけどもご質問をお願いします。

○開委員

すいません。よろしくお願いいたします。星稜大学 開です。

まず結婚の方で、結婚、出会いのエピソードをSNS等で発信ということではありますが、やはり人生というのは結婚と出産で終わりではなく、もっと長い、いろいろなことがあるかなと思うんですが、県の主催のキャリアプラン、ライフプラン講座を星稜大学で受けさせていただきまして、学生たちに実際に子育てをされてる方のエピソードを聞かせていただく機会がありました。大変ありがとうございます。

そちらの方で子どもがいる生活というのがどのように成り立っているのかですとか、そういう実際のエピソードをお聞きすることがすごく学生たちも感銘を受けておりましたので、もし本当に結婚、出会いのエピソードのみならず、子どもと子育てのエピソード等も含めてそういったところに発信をしていくというようなところがあれば大変ありがたいかなということになります。安心して子育てということにも繋がりますし、私やっぱり里親さんとか、いろんな多様なご家庭というかところもやっぱり見えにくい、見えにくいというようなところも含めて、何らかいいろいろ発信することでみんなで子ども、子育てを支えているんだよというようなことが発信できるとありがたいかなというのが一点目でございます。

すいませんあと一点だけなんですけど、子どもの権利擁護の方で、子どもの意見との交換会は別途開催するということはあるかと思うんですが、日々の学校等も含めまして、園も含めまして日々の中でどのようにこの子どもの意見を聞く機会を設けているかといったようなことがすごく大事になってくるのかなと思いますので、後ほどの子どもの権利条約で子ども向け版もあったと思いますけども、例えば本だ

とか紙芝居とか含めて、どのように教員そしてまた保育現場等も含めまして、子どもが意見を発していく、そういうことについてもやっぱり共通理解というか、そういうことが進むようにしていただくと大変ありがたいかなと思いました。以上です。

○田邊会長

はい。ありがとうございます。ご意見ということで承っていただければなと。何かリアクションありますか。

○沖野子ども政策課長

今ほのご提案・ご意見としていただきましてありがとうございます。

ライフデザインセミナーにご協力いただき、いつもありがとうございます。

情報の発信というところで、結婚とか出会いのエピソードだけでなく、子育て家庭のも含めた情報発信ということが大変大事なご意見だなというふうに伺いました。ありがとうございます。どういったことができるかまた考えていきたいと思います。

権利擁護の意見、子どもとの意見交換会に関連しての日々の子ども子どもたちの居場所での意見をお聞きするということが大事なのではないかというご意見だったかと思いますが、本当にまさにその通りでして、社会全体、あらゆる機関でそういった子どもたちの意見を聞きながら取り組みを進めていくということが大事だというふうに思っております。またそういったことについても、普及啓発というものを進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○田邊会長

よろしいでしょうか？はい。他にご意見ご質問よろしいでしょうか？ひとまず様々のご意見頂戴しましたので引き続き本事業、そして条例改正に向けての準備をしっかりと進めていただきますように、事務局の方をお願いいたします。

「いしかわ子どもの権利基本条例案(骨子・素案)」について

○桶川委員

すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、前文のところで、「子どもの権利が守られ、子どもが元気で笑顔あふれる」と書いてあるんですけども、この元気という言葉の定義についてお尋ねしたいと思います。

○沖野子ども政策課長

「元気で」というところで、特段どこから引用してきたというものではありませんで、子どもたちが健やかに成長する、そのところを元気というふうにこちらの方で表現したと考えていただければと思います。

○桶川委員

お尋ねしましたのは、いろんなお子さんいらっしゃると思うんですけども、元気っていう言葉を使うことで、例えば病気のお子さんをお持ちの保護者の方とかそれから自分の病気のお子さんとかいろんなことを考える方いらっしゃるんじゃないかなと思いますので、ちょっと元気っていう言葉がどういう意味で使われてらっしゃるのか、それで今おっしゃった健やかっていうことについても、健やかでないと幸せじゃないのかとか、元気でないと幸せじゃないのかっていうことをちょっとこの前文のメッセージから感じたので、いろんな受け取り方あると思いますのでちょっと皆さんがどんなふうに受け取られるかっていうことを配慮していただけたらと思います。

○田邊会長

元気、そして元気じゃないっていうね、なかなか一律にイメージし難いところがあるんじゃないかというご質問ご意見だと思いますので、表現の仕方でウェルビーイングだとかいろいろな表現でそれが醸し出すイメージもあるかだと思いますので、ご配慮いただければというご意見として受けとめたいと思います。

○高木委員

今の元気というところは私も同感でして、とてもこの元気で一言でくくらない方がいいと私も思っていますが、ただ私はどうするかっていったときに、健やかについていう方がもう少し柔らかくて、健やかな子にしたいという望みを持って、この言葉に置き換えたらどうかなという提案をしたいと思っています。一つそれですけども、前文のところ、これ前文作られたのはすごくいい、よかったな、わかりやすいと思いました。その2番目ですけど、「その権利は社会全体で守られなければならない」とあるんですけども、これはちょっと守るべきっていうところになると、やっぱり大人は子どもを従属物と見ているというふうに捉えられかねない私は思ったんですね。そういうイメージがあるかなと思ったので、「その権利は社会全体で保障されねばならない」とかっていう保障という言葉に置き換えてはどうでしょうかという提案をしたいと思っています。

それからこの前文のところで言うと、4項目の傍観者にもならないって書いてありますね。これすごい言葉だと思っていて、ここは入ってるのすごくいいと思いました、その次の行の「全ての県民が協

力し」っていう言葉がありました。これ全ての県民イコール大人というふうに多分解釈されて作られてるんじゃないかなと思うんですが、素案の方には子どもを含めた県民と書いてあるので、ここに子どもも入れるのはまずいんじゃないかなと私は思っていて、できればもう全ての大人が責任を持ってね、この子どもの権利が守られる社会を実現していかなければならないとちゃんと制限した方がいいように感じました。

それから責務のところですけど、骨子のずっと下の責務・役割というところがありますが、この中の保護者のところに、「子どもの自立心の育成、心身の調和の」ってありますよね。この自立心の育成って結構飛んでます。その前にやらなきゃいけないことがあって、やっぱりちゃんと十分な甘えを得て、愛着関係ができてこそ自立心に向かっていけるので、できれば自立心を育成しなきゃならないとなったらやっぱり保護者への負担感も大きいでしょうし、そういった意味で愛着関係を形成されないままの自立はあり得ないと思ってるので懸念を感じました。それで提案ですが、「子どもが安心して健やかに育つことができる環境を整えることに努める」というふうに置き換えてはどうでしょうかというふうに思いました。それから学校関係者のところで、ここも「子どもの権利の理解を深める」というふうに書いてあるんですが、問題はですね、理解を深める前に、子どもたち自身が子どもの権利を知らないんです。教えられていないんです。だから深めようがないんです。だから、その前にきちんと「子どもが子どもの権利について知り、理解を深め、互いに尊重できるよう支援に努める」とかに変えてはどうでしょうかと思いました。下の基本事項のところですけど、広報啓発のところでもちょっと気になったんですけど、これもやっぱり県民の意識を高める前に、知るべきだと思っていて、そもそも知りませんよね。だから、ここの県民というより「全ての大人が子どもの権利について知り、意識を高め理解を深めるため広報等を行うこととする」にしてはどうでしょうかと思いました。

それから次の権利擁護ですけど、「子どもの権利侵害等があった場合、専門的知見に基づき必要な措置を講ずる」。これすごく曖昧な言い回しだと思います。もう少しはっきりと「子どもの権利侵害等があった場合、必要な措置を講ずるため、救済機関を設置する」。ここまでちゃんときちんと述べるべきじゃないかなと思っています。

それと、次の推進体制の整備等のところも同じ意味合いがありまして、「子どもの権利に関する施策を推進するため体制整備等必要な措置を講ずる」というふうに書いてありますが、これではいくら言っても多分必要な措置はなかなか決まらないと思うので、ここも具体的に、「子どもの権利に関する施策を推進するため、子どもの権利委員会を設置し、必要な措置を講ずる」というふうに、ちゃんとこの二つを明記するべきではないかなと思いました。

それと、その前にそもそもの話なんですけど、私はこの名称について、いしかわ子どもの権利基本条例、基本条例とありますね。この「基本」は外した方がいいと思っています。もうちょっとわかりやすく、いしかわ子どもの権利条例っていいんじゃないでしょうかと思いました。こども基本法とかね、そんなふうな法律の基本的なものを作りますよという意味合いとはまた違うので、ここに基本を持ってこなくてもいいんじゃないかなと私は思いました。

○田邊会長

いくつかのご指摘ありましたけど、参照していただければと思います。

○谷野少子化対策監

全般にまた検討させていただきたいと思います。

○前田委員

2人の委員から大変大事なご指摘をいただいたと思いますので先にコメントしますと、会長おっしゃったようにウェルビーイングという言葉も一つ最近は子どもの100ヶ月ビジョンとか言ったところでも、こども基本法を根拠としたものに使われてますので一つはあるかなと思いました。それから自立の問題、これなかなか法律の中に定めるの難しいんですが、やっぱり自立と依存という、愛着はもちろん前提なんですけど、このあたりはやっぱり考えなきゃいけない問題だなと。自立だけ一方的に取り上げて、大人であっても依存しながら生きてますので、きちんと依存できる関係の中で自立があるっていうことは、ちょっとこれから議論やっぱりしなきゃいけないところかなと思っています。

その上でちょっと私の方なんですけど3点ありまして、一つは子どもの定義なんですね。これはこども基本法で初めてこういう形でうたわれて、とても大事な定義だと思うんですが、それこそ石川県の子ども総合条例であったり、それこそ根拠になってる子どもの権利条約でも一応年齢規定で持ってやってるわけですね。それをこども基本法はもちろん意味があって、こういうふうにしてるんですけども、やっぱりこの辺りをまずきちんと普及啓発したり考えるってことはすごく大事だろうと思うんですね。その問題とやっぱりもしかすると今の自立の問題っていうのも考えてみると繋がっているのかなという気がします。

あと二つは子ども版で、ちょっとわからなかったのでもしかしたら飛び越えた意見になるかもしれませんが、一つは定義ですね、3の学校関係者等のところで、根拠法令されてるんですけどもまず学校教育法はいわゆる一条校っていうところで学校を指定してますよね。児童福祉施設のところで七条。私は保育部会という団体でその関連で言うと、児童福祉施設のここの規定の中には保育所とか認定こども園が入ってくるわけですよね。子ども版を見るとですね、学校・認定こども園などって認定こども園だけ学校と並べて書いてあるんですね。ちょっとこの辺りちょっとどうなのかなってそもそもね。認定こども園は少なくとも幼保連携に関しては別の法律で学校という規定があるので、例えばその規定をもう一つ法律の根拠として追加することによって解消するとか、何か学校と認定こども園があって保育所がないとかですね、もちろん幼稚園は学校だからいいんですけど、何かこのあたりきちんと整合性をとれる表現をお願いしたいなというのが2点目です。

最後、子どもの意見表明ですよ。意見表明権という風に言われる形も多いですけども、これ過去国連から何回も勧告されてる通り、きちんと子どもに関することを日本は子どもに聞いて決めなさいということで、こども基本法でもとても重点的なところで取り上げられてます。もちろんそれと関連して、社会参加って出てくるんですが、子ども版を見ると④で参加する権利っていうふうにまとめられてるんですね。やっぱり自分の意見をちゃんと言ってもいいよとか聞いてもらえるよっていうことは、やっぱりまず伝えるべきで、それと参加する権利っていうのは繋がってますけど別物なので、この辺りの表現っていうものをちょっとご検討いただきたいなというところでございます。以上です。

○田邊会長

ありがとうございます。たくさんの意見頂戴いたしましたのでまた加味していただければと思います。

○開委員

今前田委員のお話もありましたが、学校関係者等の責務・役割の方では、「子どもが子どもの権利の理解を深めることができる支援」ということのみ書かれているのですが、実は例えば保護者さんですと、先ほども愛着の話も出ましたけれども、「心身の調和のとれた発達等を図る」とまで書いてあるのですけれども、子どもたちが自分たちには権利があるよということを知らしめるだけが教育、保育の役割ではなく、子どもの権利を保障するというこのもと、教育、保育を実際に行うということが全くもって抜けているのではないかと。このままですと、保護者さんの方が心身の調和のとれた発達というところで、もちろん子育ての第一義的責任はございますけれども、学校関係者等は自らを省みて、子どもの権利、子どもの最善の利益に向けてという実際のことが全く書かれていないのではないかと思います。そちらに向けて少し追加いただく必要があるかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○田邊会長

ありがとうございます。実際に取り組むという文言が必要ではないかというご意見かと思います。

○高木委員

さっきの前田委員からの子どもたちの（権利についての）四つの定義のところのご指摘あったんですが、私はこれは変えるべきだと思っていて、ずっと私もこの四つの柱があるよって説明してきて、お知らせしてきた経緯がありますが、最近「この権利四つだけ？」みたいな感じに間違われる、誤解される嫌いがあって、その意味ではユニセフはその部分をホームページから削除してます。変えて何にしたかっていうと、こども家庭庁のこども基本法はそれをそのままユニセフの新たな提案を取り入れてこども基本法を作っています。何かというと、一つは生命、生存および発達に対する権利ということ、それから二番目に子どもの最善の利益、それから三つ目に子どもの意見の尊重、それから四つ目に差別の禁止というふうなことを柱ではなくって、この権利条約の原則というふうな位置づけでしていきましょうというふうに提案していますので、私達も多分今までの過去にもう既に作られている権利条例なんかをちょっと見ていると、多分この四つがずっとあるんですね、生きる権利、参加する権利。もう今新たにいろんな何年かやってきて、広報告知をしてきた挙句にいろんな誤解を組んだ経緯もあってそれをそうじゃなくって原則を伝えていきましょうというところを、新たに作る私達だからこそ、ここ先駆けて、もうこれに切り替え行くのが適当なんじゃないかなと思って提案させていただきます。

ちょっと素案のところもちょっと提案させてもらっていいですか。素案の保護者の役割っていうところがあるんですが、「第一義的な責任を有するとの認識のもとに、子どもが生活のために必要な習慣を身につけることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と書いてありますが、私はできればこの子どもの、さっきも言った自立心をなくす意味でも考えてきたのは、「第一義的な責任を有する」という認識のもとに、子どもが安心して健やかに育つことができる環境を整え、子どもの自己肯定感を育み、自分と他人を信頼する心を育むことに努めるものとする」というふうな置き換えにしてはどうかなってことを提案したいと思います。

それから、学校関係者の役割のところもそうですが、やっぱりこども「子どもが子どもの権利について理解を深めることができるよう」というところを「子どもが子どもの権利について知り、理解を深め、互

いに尊重できるよう支援に努める」というふうな置きかえしてはどうかというふうな提案があります。以上です。

○田邊会長

具体的な文言についてもご提案ありましたので、そのあたりも加味していただければと思いますし、そもそも4つの柱になっていますけど、そのあたりも再構成の余地があるのではないかというご意見かと思います。

○谷野少子化対策監

様々なご意見ありがとうございます。中身につきましては、検討させていただきたいと思います。全て条例に落とし込む方向で行くのか、あるいは解説の中でしっかりと説明していくようなやり方もあるのかもしれませんが、そういったことも併せて検討していきたいと思っております。

○田邊会長

自ずと子ども向けバージョンもありますし、もう少しかみ砕いた広報の仕方もあると思いますので、そのあたりもご意見踏まえながらやっていただければと思います。

○横川委員

今ほどご説明いただいた子どもの条例に文章として表記するかどうかということも含めてですね、この資料2-2の県が取り組む施策の基本事項というところに、施策の効果とか効能についての検証をするとか、あるいは当事者の実情に応じた施策活用とか修正を加えていくとかですね。そういう発展するようなニュアンスのものが組み込まれて、修正しながらこの基本条例を育てていくっていうスタンスが必要ではないかなというふうに思います。以上です。

○田邊会長

条例のその後の展開についてのご意見として賜ればと思っております。

○村上委員

私も責務・役割のところで、保護者の役割として、もう少し基本的なところ、衣食住というその環境を整えるってところがやっぱり学校現場にありますと不十分な御家庭もあるなということを日々感じておりますので、というところも入れていただきたいなということが一つ。

それから学校関係者等のところで「その権利の理解を深めることができるように支援に努める」というのがあるんですけども、支援に努めるというのはちょっと曖昧だなと。実際学校でどういうことを行えばいいのかなということは、ちょっとイメージできないなというふうに思いました。

○田邊会長

表現の仕方でより取り組みの仕方が伝わるような文言を盛り込んだらどうかというご意見かと思います。

○屋島委員

子どもの権利を子どもが把握するっていうのはすごく大事なことだと思うんですけど、結局その子どもの意見を聞いて権利を守るっていうのは大人の仕事でもあると思うんですね。なので、大人、保護者とかその事業者、学校関係の方へどのように具体的にこういう条例があって、あなた方もその子どもの権利を守る社会の一員なんですよっていうことを、どのように届けていかれるのかなというのが保護者としては気になることです。

○田邊会長

しっかり内容が伝わるような取り組みをとというご要望かと思いますので加味していただければと思います。

○野口委員

今の屋島委員のご意見に賛同するものでありますけれども、全体を見て感じるのはやはりこの趣旨は正しいんじゃないかなというふうに思いますし、問題はこの趣旨の理念や趣旨をしっかりと子どもたちに伝えることができるのかということだろうと思いますけれども。正直言って私ども文書で仕事してるものでございますが、子ども版も含めて大変工夫された文章だとは思いますが、それでもやはり大づかみな条例ということで非常に抽象性もあるということなんです、条例はそれでいいと思うんです。それを何て言うんですか、条例と合わせて、フォローするようですね、具体的な何か施策とかですね、そういうものが一緒にセットになって、発信できると大変いいんじゃないかなと。エンゼルプランの中の7番目にですね、子どもの意見を聞く場の設置というのがありますが、やはりそういった場の設置しますよ、こういうイベントを開きますよ、あるいはこういう今のこの政策審議会のような会合に子どもさんも加わっていただきますよと、そういうようですね具体的なものをですね、どんどん発信していけば、会合を開いている中で、徐々に浸透していくんじゃないかなというふうに思うんで、この条例案とセットで何かそういうことを発信する機会をどんどん設けていただいて、文書をつけてもいいですし、ホームページで他県の事例を紹介してもいいと思いますので、そういったことを含めてですね、また併せて検討していただければいいかなというふうに思います。

○田邊会長

趣旨が浸透するように具体的な行動プランを設定する必要もあるんじゃないかというご意見だと思います。

○源委員

思いは、本当に皆さんのご意見を伺ってそうだなそうだな本当に大事なことだなということを改めて感じました。私も前田委員さんおっしゃったように子どもの定義のところ、こども基本法に沿ってるということではありましたが、いしかわ子ども総合条例では18歳未満という数字で定義をされている。そこの何か整合性みたいなどうなんだろうかなっていうのは感じておりました。ただ皆さんのご意見をずっと聞いていると、心身の発達の過程にあるものというか、この子どもの権利のこの条例

自体が0歳からやっぱり生きている人みんなに当てはまる一番大事なところなんだなっていうふうと思うと、この定義でもいいのかなって思ってみたりもしました。

それと皆さんおっしゃるように、これまでもそうでしたけれどもやはりこういう大事なことをどのように広報、啓発していくかっていうことは、やはり課題だと思います。今現在も課題だと思いますし、いろんなことを県として取り組みをされている中で、なかなか県民に浸透していつてくれない、これはやはり方法は他にももっと考えていかなくてはいけないんだろう。特にこのように本当に人としての当たり前の権利ということを啓発していくものですから、これまで以上の何か方法が考え出されることを、私達も考えていきたいんですけれども、お願いをしたいなというふうに思いました。

○田邊会長

子どもの定義から含めて推進をというご意見かと思っております。

○大畑委員

今ほど源委員も言われていた、私もこの子どもとはっていうところで子ども版を読んできると、子どもがこれを見たときに、自分は子どもって思ってるけど子どもがいつ終わるのかっていうのにすごく疑問に思わないかなっていうところが気になりまして。例えば小学校などでこれをプリントとして配られて読んだときに、じゃあお母さん、お父さんに自分はいくつまで子どもなのかって聞かれた親としてみれば、決まっていってどういうことなんだろうっていう、何かその家庭の中でもちょっと戸惑いが生まれそうな部分が、特に私うちは子どもはもう少し大きいですけれどもやっぱり何かしら18歳ぐらい、高校卒業するぐらいまでに何とか自立するようになっていって子育てをしてきているところで、何かこの子どものラインがすごく曖昧になると、親としては何かどこを目指して子育てをし続ければいいのか。じゃあその自立を育むのはいつが目安なのかみたいなのが、すごく曖昧になる気がするんですけれども、何かそういったところはやっぱりこの外す意図がもう少し明確に表現されていると、親としても納得できるのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田邊会長

親は永遠に子どもの親ですので、果てしなく続くと言えば続きます。条例としての取り組みですので、一定の区切りってのは必要じゃないか、でも趣旨はずっと続くという、何かそんなニュアンスが必要かなというご意見かと思います。

○高木委員

今のご意見に関連してお話すると、子どもたちは子どもとして育ちきれてない、20歳になっても25歳になっても、その現状はあるんですね。今、こども家庭庁が作ったこども基本法の中でそれを取っ払ってわけですよ。それはそのことを18歳までとか、何歳までとか区切れない今の若者たちの状況を鑑みて、そのようにしたんです。だからそれを考えるとそれに準じて、石川県もそのような広くどの状態にあってもというところに、緩やかですけども、そういう意味合いをこれからもっともっと周知していかなくてはいけないとは思っているんで、そこに合わせたのは私は良かったかなと思って、わかりにくいかもしれないけども、要するに18歳までとずっと言ってきたことが、そこまでじゃ足りないんだと。今

の子どもたちはそれは私達の関わり全てにそこに起因してるんですよ、実際。だから私達は関わりをもっと変えていかなきゃいけない。そのとき、子どもたちこんな権利があるんですよと今更ですが伝えなきゃいけない今の現状もそうなんですよ。そういうふう子どもたちをしてきたってこともあるので、そういうことを考えると、私は広く広い意味で、この子どもを捉えましょうという提案を必要なのかなと思っています。

それちょっと疑問なんですけど皆さんからの提案ないので、あれって思ってるんですけど。それでこども家庭庁が変えたのは、子どもを漢字にしないでひらがなでてるんですね。それについてはどうしましょうかねと思って、私なんか皆さんも提案ないのかなとか思ってここで聞いていましたけど。

(田邊会長)

全て漢字で表記するようなスタイルもあったり、全てひらがなで表記する、漢字かな交じり、様々な表現の仕方あるんですけども、どれを選択するかっていう。こども家庭庁は全てひらがなですよ。文科省なんかは、漢字を使うことが多いような気がしたりするんですけども、省庁によっても多少の温度差はあるようですけれども、石川県でどうするのかっていうことは選択の余地があるかと思いますので其のあたりも検討できればなと。

○前田委員

そうですね、全て法律の条文で、やっぱり教育関係は漢字ということになってますから。もしこの基本法を根拠とするのであれば確かに全部ひらがなにするのが、今の年齢の規定を含む含まないの部分も通るのかなと気がします。

あと一つだけちょっと私お話ししたいのは、これは今回のこの条例のあの守備範囲ではないと思うんですけども、例えば保護者の役割とかね。〇〇の責務とか、もちろん大人はそれに努めなきゃいけないっていうことは最もなんですけども、先ほども話したこども基本法をもとに作られた初めての子どもの初めての100か月ビジョンか。ここではやっぱり周産期からね、子育て含めて、やっぱり保護者のウェルビーイングってことをきちんと書かれています。やっぱりこれをポンとこれだけ出してしまうと、家庭しっかりしなさい、親しっかりしなさいって話になって、やっぱりそれでもってやっぱり非常に逆効果になる部分もありますので、そういったものも併せて、きちんと保護者のウェルビーイングということを保障していくっていうことが前提なんだよってことが伝わるようにですね、普及啓発をお願いしたいなと思います。

(田邊会長)

文言の表現の仕方、それから内容についてはたくさんのご意見頂戴したかと思っております。何よりも、子どもの定義という意見もいくつかありましたけれども、抽象的にするのであれば抽象的にするという意図を示していただいて、表現するのがいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりもご検討をというご意見かと思っております。

それから子どものみならず、子どもに関わる人がたくさん困りごとを抱えている今日の中で、そういう困り事の相談対応を含めて、どう対応していくのかっていうこともしっかり取り組みとしては、今度はどうかというご意見がたくさんあったかと思います。

何よりも子どもが困ったときに、どこにどういうふうに助けを求めていいのかっていうこと自体がちょっと闇になってるようなところがあれば、それをぜひ解消するようなスタイルこそ子どもが健やかに行ける環境っていうことに繋がっていくかと思いますので、困り事に特に困りごとに陥ったときにどう対処していくのか、またはしっかり盛り込んだらどうかというふうに思っております。

たくさんのご意見頂戴して、記録はしっかり取っていらっしゃると思いますのでぜひご意見を生かしていただいて、成案に繋がるように取り組みをしていただければと思っております。

条例制定に向けてスケジュールがありますので、それに向けて準備を進めていただくようお願いいたします。そういうことでひとまずこの議題に関しては、事務局としてまとめて対応していただくということで締めたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○沖野課長

様々なご意見いただきまして本当にありがとうございます。

条例ということでもありますので、法令担当部局とも相談が必要でして、そういったことも並行して、場合によってはパブリックコメントも並行してさせていただくことになるかもしれませんということをお伝えさせていただきたいと思います。今ほどいろんな意見ありましたので、こちらの方でもそれぞれ受け止めましてどういった形で反映できるか、しっかり検討していきたいというふうに思います。